

第90回 定時株主総会 招集ご通知

郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2021年6月24日(木)
午後5時まで

重要なお知らせ

- ・株主の皆様の安全のため、本年はご来場を見合わせていただき、2021年6月24日午後5時までに到着するよう、同封の議決権行使書をご返送いただくか、または、スマートフォンやパソコン等でのインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- ・また、ご来場の株主様へのお土産につきましても、接触感染リスクの低減のため、またご来場いただけない株主様との公平性等の観点から昨年より取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）

場所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号
ロワジールホテル&スパタワー那覇
3階 天妃の間

目次

- 第90回定時株主総会招集ご通知 … 1
- 株主総会参考書類 …… 6
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 株式移転による完全親会社設立の件

(添付書類)

- 第90期事業報告 …… 別冊
- 計算書類 …… 別冊
- 連結計算書類 …… 別冊
- 監査報告書 …… 別冊

株主総会会場ご案内図

証券コード 8397
2021年6月4日

株主各位

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
株式会社 **沖縄銀行**
取締役頭取 山城 正保

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大にかかる昨今の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、感染リスク低減の為、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお見合わせいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号

ロワジールホテル&スパタワー那覇 3階 天妃の間

※新型コロナウイルス感染症の影響により、ロワジールホテル&スパタワー那覇が利用できなくなる場合には、開催場所を当行本店5階ホールに変更する可能性があります。この場合は、決定次第、当行ウェブサイト (<https://www.okinawa-bank.co.jp/>) にてご案内を致します。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第90期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 株式移転による完全親会社設立の件

(株主様へのお願い)

(新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご来場見合わせのお願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

(議決権行使に関するお願い)

郵送またはインターネット等による議決権の行使をお願い致します。

(お土産について)

お土産につきましては、接触リスク低減のため、また、ご来場いただけない株主様との公平性の観点から、昨年より取り止めさせていただいております。

(その他)

詳しくは、別紙『新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会ご来場見合わせのお願い』をご参照下さい。

▶ 議決権の行使についてのご案内

インターネット等による議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

詳細は4頁から5頁をご覧ください。▶▶▶

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時到着分まで

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

- (1) 郵送（議決権行使書面）および電磁的方法（インターネット等）の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

● お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」および「その他」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の**当行のウェブサイト**(<https://www.okinawa-bank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

招集通知を発送した日から株主総会の前日までの間に株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト** (<https://www.okinawa-bank.co.jp/>)に掲載させていただきます。

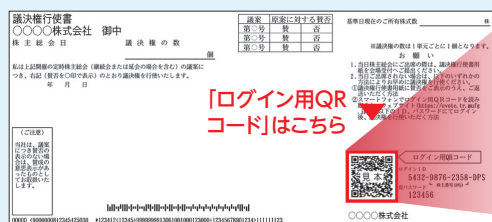
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書面）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

▶ スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は5頁のご案内に従ってログインしてください。▶

■ 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (2) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(TLS通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (3) インターネット等による議決権行使は、2021年6月24日(木曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

■ インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト (<https://vote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

■ 議決権行使プラットフォームについて

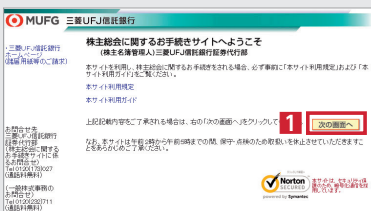
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

▶ ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアドレス

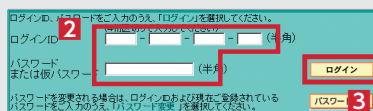
<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス



1 「次の画面へ」をクリック

2. ログインする



2 お手元の議決権行使用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関する
お問い合わせ先について

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共性に鑑み、経営体質の強化を図り、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円 総額835,642,010円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 3,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名				現在の当行に おける地位	
1	再任	たま	き	よし	あき	昭	取締役会長
2	再任	やま	しろ	まさ	やす	保	取締役頭取
3	再任	きん	じょう	よし	てる	輝	専務取締役
4	再任	い	は	かず	や	也	常務取締役
5	再任	たか	ら		しげる	茂	常務取締役
6	新任	さ	き	ま		ゆたか	執行役員総合企画部長
7	再任	ほそ	み	まさ	ひろ	裕	社外取締役 候補者
8	再任	あん	どう	ひろ	かず	一	社外取締役 候補者
9	再任	とう	やま	けい	こ	子	社外取締役 候補者

1. 玉城 義 昭

たま き よし あき

再任 男性

生年月日 1952年9月19日生
 所有する当行株式の数 5,740株
 取締役会出席率 15/15回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	2008年 7月	取締役総合企画本部長
1998年 7月	糸満支店長	2009年 6月	常務取締役
2005年 6月	人事部長	2011年 6月	取締役頭取
2006年 7月	執行役員人事部長	2018年 6月	取締役会長
2007年 6月	取締役人事部長		現在に至る (監査部担当)

■ 取締役候補者とした理由

人事部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2011年より代表取締役頭取、2018年より代表取締役会長として銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

2. 山城 正 保

やま しろ まさ やす

再任 男性

生年月日 1959年9月23日生
 所有する当行株式の数 3,380株
 取締役会出席率 15/15回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当行入行	2013年 6月	取締役総合企画本部長
2002年 7月	商業団地支店長	2014年 6月	常務取締役
2010年 6月	審査部長	2018年 6月	取締役頭取
2011年 6月	執行役員審査部長		現在に至る
2012年 6月	執行役員営業統括部長		

■ 取締役候補者とした理由

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2018年より代表取締役頭取として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

3. 金城善輝

きん じょう よし てる

再任

男性

生年月日 1959年11月15日生
 所有する当行株式の数 2,100株
 取締役会出席率 15/15回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2014年 6月	取締役総合企画本部長
2003年 4月	我如古支店長	2015年 6月	常務取締役
2009年 7月	本店営業部長	2019年 6月	専務取締役
2011年 6月	法人融資部長		現在に至る
2012年 6月	執行役員法人融資部長		(総合企画部、人事部担当)
2013年 6月	執行役員営業統括部長		

取締役候補者とした理由

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、2014年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

4. 伊波一也

い は かず や

再任

男性

生年月日 1963年 6月 5日生
 所有する当行株式の数 1,800株
 取締役会出席率 15/15回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2017年 6月	執行役員お客さま本部法人部長
2006年 4月	与那原支店長	2018年 6月	常務取締役
2013年 6月	本店営業部長		現在に至る
2015年 6月	お客さま本部法人部長		(リスク管理部、審査部、融資統括部)

取締役候補者とした理由

法人営業部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。また、2018年より取締役として銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

5. 高良 茂

たか ら しげる

再任 男性

生年月日 1962年3月9日生
 所有する当行株式の数 820株
 取締役会出席率 15/15回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2018年6月	取締役システム部長
2013年6月	事務統括部 システム開発部長	2019年6月	常務取締役 現在に至る (システム部、事務部、業務革新部担当)
2015年6月	執行役員システム部長		

■ 取締役候補者とした理由

システム企画に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2018年より取締役として銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

6. 佐喜真 裕

さ き ま ゆたか

新任 男性

生年月日 1963年10月31日生
 所有する当行株式の数 1,100株
 取締役会出席率 —

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2018年6月	執行役員総合企画部長 現在に至る
2009年4月	西崎支店長		
2016年6月	監査部長		

■ 取締役候補者とした理由

監査部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
 また、2018年より執行役員として、担当部の業務執行に手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。
 こうしたこれまでの実績を踏まえ、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

7. 細見 昌裕

ほそ み まさ ひろ

再任 男性

社外 独立

生年月日 1959年7月20日生
 所有する当行株式の数 300株
 取締役会出席率 15/15回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2010年4月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）リスク統括部長
- 2012年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社リスク統括部長
- 2012年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員リスク統括部長兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社執行役員リスク統括部長
- 2015年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務取締役リスク担当グローバルヘッド兼コンプライアンス担当グローバルヘッド兼オペレーション担当グローバルコーディネーター並びにリスク統括部・業務管理統括部・事務統括部の統括兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役リスク統括部・引受審査部の統括兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員兼モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社取締役
- 2016年6月 カブドットコム証券株式会社取締役
- 2017年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役（常勤監査等委員）兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役
- 2019年6月 当行社外取締役
現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

株式会社の経営に関する高い知識・経験等を有しており、特に金融業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、経営に関する重要事項や業務執行の監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

8. あん どう ひろ かず 安藤 弘 一

再任 男性

社外 独立

生年月日 1951年10月10日生
 所有する当行株式の数 0株
 取締役会出席率 12/12回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 6月	株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行	2003年 6月	コスモ石油株式会社 常勤監査役
1995年 5月	土浦支店長	2017年 6月	当行監査役
2002年 2月	株式会社UFJホールディングス（現：株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員 経営企画部長	2020年 6月	当行社外取締役 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

営業部門、経営企画部門等に携わるなど、特に銀行業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識等を有し精通しております。また、2003年よりコスモ石油株式会社の常勤監査役を務め、2017年より当行の社外監査役、2020年より社外取締役を務めており、こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。選任後は、長年の監査役としての専門的な知見を活かし、経営に関する重要事項や業務執行の監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じることもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

9. 当山恵子

再任 女性

社外 独立

生年月日 1952年11月9日生
 所有する当行株式の数 400株
 取締役会出席率 12/12回 (100.00%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 8 月	沖縄県環境保健部 入庁	2009年 4 月	那覇市個人情報保護審査会委員 (現在に至る)
1976年 1 月	那覇地方裁判所 入所	2018年 4 月	那覇家庭裁判所家事調停委員 (現在に至る)
1990年 3 月	那覇家庭裁判所沖縄支部 退職	2019年 4 月	九州地方年金記録訂正審議会委員 (現在に至る)
1999年 2 月	当山恵子司法書士事務所開設 (現在に至る)	2019年 6 月	沖縄税理士会成年後見支援センター長 (現在に至る)
1999年 5 月	当山恵子税理士事務所開設 (現在に至る)	2020年 6 月	当行社外取締役 (重要な兼職の状況) 司法書士、税理士
2001年 4 月	那覇地方裁判所民事調停委員 (現在に至る)		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

司法書士、税理士として高い見識・経験等を有し、専門的見地から社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。また、当行が進めている女性活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献していただけるものと判断しています。選任後は社外取締役として、経営に関する重要事項や業務執行の監督等の職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項および定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏は、当行との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約をすでに締結しており、再任が承認された場合は継続する予定です。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏は社外取締役候補者であり、株式会社 東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましても、上記の他に特記すべき事項はありません。
5. 当行は取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険料の9割を当行が負担しております。また、候補者全員が当該保険の被保険者となります。
- 保険契約は1年間であり、当該保険の更新時においても上記内容での更新を予定しております。
6. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、および当山恵子氏は、本議案により選任され、かつ第5号議案が原案通り承認可決された場合、第5号議案に係る単独株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日予定）をもって当行取締役を辞任し、2021年10月1日付けで持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。

<ご参考>

独立社外役員の独立性判断基準

社外役員候補者の選任にあたっては、以下の1～7の要件すべてを充足する者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
2. 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。

なお、上記1、2において、主要な取引先とみなす基準は以下のとおりです。

- 役務の提供等に伴う金銭の授受が、継続して（継続が見込まれる場合も含む。）、直近の事業年度の年間連結総売上高（当行の主要な取引先の判断の場合は、当行の年間連結業務粗利益）の2%以上である場合。
 - 融資取引の場合は、当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ、当行の融資方針の変更が取引先に甚大な影響を与える場合。
3. 現在、または最近において、役員報酬以外に当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）でなく、過去3年以内においても当該団体に所属していないこと。
 4. 当行の議決権比率5%を超える主要株主、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 5. 社外役員の相互就任の関係にある先のうち、双方が継続して相互に就任し、かつ、当行出身以外の社外役員が複数人存在しないなど、密接な関係が認められる先の社外役員ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 6. 当行が、過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を行っている先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 7. 上記1～6までの要件を充足しない者や当行及びその子会社の取締役、監査役、重要な使用人の近親者（二親等以内の親族）でないこと。
 - ※ 業務執行者については役員・部長クラスをさす。
 - ※ 会計専門家または法律専門家については公認会計士・弁護士をさす。

以上

当行は、取締役の客観性・妥当性を確保するために、取締役のうち3分の1以上の社外取締役を選任しており、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

氏名	指名・報酬 諮問委員 就任予定	企業 経営	企画 開発	人事 労務	営業	審査	証券	事務 システム	監査 リスク	専門 領域
玉城義昭	●		●	●			●		●	
山城正保	●		●		●	●		●		
金城善輝			●	●	●			●	●	
伊波一也			●		●	●			●	
高良茂			●					●		
佐喜真裕			●						●	
細見昌裕	●	●					●		●	
安藤弘一	●	●	●	●					●	
当山恵子	●									● 税務・法務

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 伊計衛氏が監査役を辞任されることに伴い、その補欠として監査役1名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

やま しろ たつ ひこ 山城達彦	男性	生年月日	1962年6月5日生
		所有する当行株式の数	2,000株
		取締役会出席率	15/15回 (100.00%)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2016年6月	執行役員総合企画部長
2002年7月	安謝支店長	2017年6月	取締役総合企画部長
2013年6月	監査部長	2018年6月	常務取締役
2015年6月	執行役員監査部長		現在に至る

■ 監査役候補者とした理由

経営企画部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2017年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、今後、独立した立場から取締役の職務の執行を監査することにより、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者として選任しております。

(注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

2. 当行は取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険料の9割を当行が負担しております。また、候補者は当該保険の被保険者となります。

保険契約は1年間であり、当該保険の更新時においても上記内容での更新を予定しております。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役（社外取締役除く）6名に対し、役員賞与総額16,975,000円を支給することと致したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることと致したいと存じます。

本議案につきましては、取締役会において決定された報酬に関する基本的な考え方に基づき、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」で審議した上で、取締役会において決定したものであり、基本的な考え方に照らしても相当であると判断しております。

第5号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当行は、2021年10月1日（予定）を期日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社おきなわフィナンシャルグループ」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2021年5月14日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的その他

(1) 理由及び目的

当行は、「地域に密着し、地域に貢献する」ことを経営理念として掲げ、グループ各社の連携のもとグループ総合力を発揮し、金融仲介機能を含め様々な金融サービスの提供を通じて、地域経済の発展に寄与し、堅実な経営基盤を構築してまいりました。

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化等の進行による地域経済の縮小が懸念される中、今般の新型コロナウイルス感染症による経済活動への打撃により不透明さが急速に高まっております。また、金融緩和政策等による金融機関同士の競争に加え、ICTの進展による異業種からの金融分野への進出が活発化し、金融競争がより一層激化していくものと想定されます。加えて、コロナ禍を契機としたデジタルライゼーションの一層の加速により、お客さまのライフスタイルや価値観も多様化し、お客さまのニーズは益々高度化していくものと想定されます。

このような環境が予想される中、地域経済の活性化に資する事業活動を支援し、総合的な経済力の向上を通じた経済の活性化、金融の円滑化に資する資金の供給のみならずコンサルティング機能の発揮を通じた面的な広がりが求められていると認識しております。お客さまのあらゆるニーズに的確かつ柔軟に対応し、沖縄に根ざした企業グループとして地域社会の持続可能な成長を牽引していくためには、非金融サービスを含む事業領域の拡大やグループガバナンスの一層の強化、経営資源の適切な配分などによる10年後をフォーキャストした体制を構築する必要があり、そのためには、持株会社体制という新たなグループ経営形態への移行が必要であると判断いたしました。

持株会社体制では、「総合金融サービスグループ」から、「金融をコアとする総合サービスグループ」へ進化することで事業領域を拡大し、地域の課題を金融サービス、非金融サービスの両面の総合サービス力で解決し、地域社会の価値向上と持株会社グループの持続的成長を目指してまいります。

(2) 持株会社体制移行の手順

当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

【ステップ1】 単独株式移転による持株会社設立

- ・2021年10月1日を期日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当行は、持株会社の完全子会社となります。

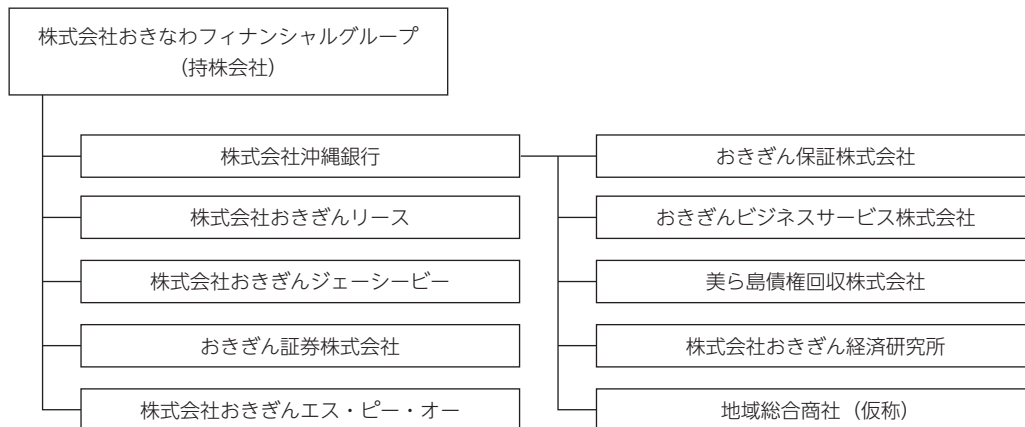


※地域総合商社（仮称）は関係当局の許認可を前提としております。

(注) 上記のほか、持分法非適用の関連会社（沖縄ものづくり振興ファンド有限責任事業組合）があります。

【ステップ2】グループ内事業会社の再編

- ・ 持株会社設立後に、グループ内の連携やシナジーの更なる強化等の観点から、当行の連結子会社である株式会社おきぎんリース、株式会社おきぎんジェーシービー、おきぎん証券株式会社、株式会社おきぎんエス・ピー・オーの4社について、当行が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(3) その他

持株会社は、グループガバナンスの強化という設立趣旨に鑑み、監査等委員会設置会社として設立し、監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ってまいります。

なお、本株式移転に伴い、当行は、持株会社の完全子会社となるため、当行株式は上場廃止となりますが、株主の皆さまに当行株式の対価として交付される持株会社の株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）本則市場への上場申請を行う予定であります。上場日は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転の効力発生日）である2021年10月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載の通りであります。

株式移転計画書（写）

株式会社沖縄銀行（以下「当行」という。）は当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1). 目的
本持株会社の目的は、別紙1「株式会社おきなわフィナンシャルグループ 定款」第2条に記載のとおりとする。
 - (2). 商号
本持株会社の商号は、「株式会社おきなわフィナンシャルグループ」と称し、英文では「Okinawa Financial Group, Inc.」と表示する。
 - (3). 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は、那覇市とし、本店の所在場所は、那覇市久茂地三丁目10番1号とする。
 - (4). 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、4,400万株とする。
2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社おきなわフィナンシャルグループ 定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役の氏名及び会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- (1). 取締役 玉城 義昭
 - (2). 取締役 山城 正保
 - (3). 取締役 金城 善輝
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
- (1). 取締役 伊計 衛
 - (2). 社外取締役 細見 昌裕
 - (3). 社外取締役 安藤 弘一
 - (4). 社外取締役 当山 恵子
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
- 有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1). 資本金の額
200億円
- (2). 資本準備金の額
50億円
- (3). 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社沖縄銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
②	株式会社沖縄銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③	株式会社沖縄銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④	株式会社沖縄銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤	株式会社沖縄銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社沖縄銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦	株式会社沖縄銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社沖縄銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は2021年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所本則市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式の全て（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項の定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。ただし、甲の役員株式報酬信託の信託財産としてそれぞれの信託口が保有している自己株式を除く。）を、基準時まで消却する。

(本計画の効力の発生)

第12条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（本持株会社の設立に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態またはそのおそれが生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2021年5月14日

沖縄県那覇市久茂地三丁目10番1号
株式会社沖縄銀行
代表取締役頭取 山城 正保 ㊟

株式会社おきなわフィナンシャルグループ 定款

第1章 総則

第1条 商号

当会社は、株式会社おきなわフィナンシャルグループと称する。
英文ではOkinawa Financial Group, Inc.と表示する。

第2条 目的

当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務
- (2) 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

第3条 本店の所在地

当会社は、本店を沖縄県那覇市に置く。

第4条 機関

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 公告の方法

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞、那覇市において発行する琉球新報及び沖縄タイムスに掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、4,400万株とする。

第7条 自己の株式の取得

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 単元株式数

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 単元未満株式についての権利

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条 単元未満株式の買増し

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 株主名簿管理人

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第12条 株式取扱規則

当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会**第13条 招集**

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第14条 開催場所

当社は、沖縄県で株主総会を開催する。

第15条 定時株主総会の基準日

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条 招集権者および議長

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条 決議の方法

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条 議決権の代理行使

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会**第20条 取締役の員数**

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は、10名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

第21条 取締役の選任

- 1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して株主総会にて選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条 取締役の任期

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任（辞任又は解任の場合を含む。以下同じ。）した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。
- 5 増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了までとする。
- 6 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議を行う場合には当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条 代表取締役および役付取締役

- 1 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 取締役の報酬等

取締役の報酬、賞与其他業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第25条 取締役の責任限定契約

当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第26条 取締役会の招集権限および議長

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。会長を置かない場合または会長に事故あるときは社長が、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第27条 取締役会の決議の省略

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 取締役会規則

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第29条 重要な業務執行の決定の委任

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会**第30条 常勤の監査等委員**

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条 監査等委員会の招集

- 1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第32条 監査等委員会規則

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算**第33条 事業年度**

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条 剰余金の配当

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第35条 中間配当

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第36条 除斥期間

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則**第1条 最初の事業年度**

第33条の定めにかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2022年3月31日までとする。

第2条 取締役の当初の報酬

- 1 第24条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額66百万円以内とする。
- 2 第24条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬のうち金銭で支給するものの総額は、年額20百万円以内とする。

- 3 当社の取締役（国内非居住者、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち、当社の成立日から2024年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）によるものの内容は、第24条の定めにかかわらず以下の通りとする。また、本制度においては、株式会社沖縄銀行（以下「沖縄銀行」という。）の取締役（国内非居住者及び社外取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者除く。以下「沖縄銀行取締役等」といい、当社取締役とあわせて、以下「対象取締役等」という。）に対する報酬等も一体的に管理する。
- (1) 当社が拠出する金員の上限
2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象として本制度を導入するものとし、当社及び沖縄銀行は合計350百万円を上限とする金員を、対象取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託期間3年の信託（以下「本信託」という。）を設定する。本信託は当社及び沖縄銀行が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式を取得し、下記（2）及び（3）のとおり受益者要件を充足する対象取締役等に対し当社株式の交付を行う。
- (2) 対象取締役等に交付される当社の株式数の算定方法と上限
対象取締役等には、信託期間中、毎年の所定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位に応じたポイントおよび業績目標の達成度等に応じたポイントが対象取締役等に付与される。対象取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じた当社株式が本信託から交付される。1ポイントは当社普通株式1株とし、対象取締役等に交付される当社株式数の上限は81,900株とする。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じ、1ポイントあたりの株式数及び上限交付株式数の調整が行われるものとする。
- (3) 対象取締役等に対する株式交付時期
受益者要件を充足する対象取締役等は、対象取締役等の退任時に、累積ポイントの一定割合に相当する当社株式（単元未満株式は切捨）について、本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとする。なお、本信託の信託期間の満了時において、受益者要件を充足する可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイント付与は行わないものの、当該対象取締役等に対する株式交付が完了するまで、本信託期間を延長させることがある。

第3条 本附則の削除

本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。ただし、本附則第2条第3項は、本制度終了時（ただし、当社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会の終結の時）をもってこれを削除する。

以上

株式会社沖縄銀行第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第1回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2010年7月26日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2010年7月27日から2040年7月26日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第1回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2040年7月26日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖縄銀行第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第2回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2011年8月5日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2011年8月6日から2041年8月5日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2041年8月5日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数と交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖縄銀行第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第3回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2012年8月6日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2012年8月7日から2042年8月6日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第3回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2042年8月6日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数と交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖繩銀行第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖繩銀行 第4回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2013年8月5日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2013年8月6日から2043年8月5日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第4回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2043年8月5日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖縄銀行第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第5回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2014年8月5日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2014年8月6日から2044年8月5日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第5回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2044年8月5日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数と交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖縄銀行第6回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第6回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2015年8月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2015年8月11日から2045年8月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第6回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第6回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2045年8月10日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖縄銀行第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第7回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2016年8月8日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2016年8月9日から2046年8月8日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第7回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式12株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2046年8月8日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社沖縄銀行第8回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社沖縄銀行 第8回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当行普通株式10株とする。
ただし、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2017年8月4日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2017年8月5日から2047年8月4日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当行の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社おきなわフィナンシャルグループ第8回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社おきなわフィナンシャルグループ 第8回新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式10株とする。
ただし、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。
新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
2021年10月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
2021年10月1日から2047年8月4日までとする。
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1株未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - A. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - B. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の相続手続を完了しなければならない。

- C. 相続承継人は、上記6所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り新株予約権を一括して行使することができる。
10. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
11. 組織再編を実施する場合の新株予約権の取扱
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記7に準じて決定する。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。
12. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
13. 新株予約権証券の不発行
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

① 対価の総数及び割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記載された当行の普通株式を保有する株主の皆さまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハ.の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

ホ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 23,875,486株（予定）

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の2021年3月31日時点における自己株式数（364,514株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2021年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令上の範囲内で定められており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当行の新株予約権者に対してその保有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権とほぼ同一内容のものであり、かつ当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しています。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

4. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
たまき よしあき 玉城 義昭 (1952年9月19日生) 男性	1977年4月 当行入行 1998年7月 糸満支店長 2005年6月 人事部長 2006年7月 執行役員人事部長 2007年6月 取締役人事部長 2008年7月 取締役総合企画本部長 2009年6月 常務取締役 2011年6月 取締役頭取 2018年6月 取締役会長 現在に至る (監査部担当)		

(重要な兼職の状況)

なし

5,740株

5,740株

【取締役候補者とした理由】

人事部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2011年より代表取締役頭取、2018年より代表取締役会長として銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、その経験や知識を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
やましる まさやす 山城 正保 (1959年9月23日生) 男性	1982年 4 月 当行入行 2002年 7 月 商業団地支店長 2010年 6 月 審査部長 2011年 6 月 執行役員審査部長 2012年 6 月 執行役員営業統括部長 2013年 6 月 取締役総合企画本部長 2014年 6 月 常務取締役 2018年 6 月 取締役頭取 現在に至る		
	(重要な兼職の状況) なし		
	【取締役候補者とした理由】 営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。 また、2018年より代表取締役頭取として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。 こうしたこれまでの実績を踏まえ、その経験や知識を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。	3,380株	3,380株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<small>きんじょう よしてる</small> 金城 善輝 (1959年11月15日生) 男性	1983年 4月 当行入行 2003年 4月 我如古支店長 2009年 7月 本店営業部長 2011年 6月 法人融資部長 2012年 6月 執行役員法人融資部長 2013年 6月 執行役員営業統括部長 2014年 6月 取締役総合企画本部長 2015年 6月 常務取締役 2019年 6月 専務取締役 現在に至る (総合企画部、人事部担当)		
	(重要な兼職の状況)		
	なし	2,100株	2,100株
	【取締役候補者とした理由】 営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。 また、2014年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。 こうしたこれまでの実績を踏まえ、その経験や知識を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。		

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 持株会社が設立された場合、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。これにより取締役がその職務の執行に起因して賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険料の9割を持株会社が負担する予定であります。

5. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
いけい まもる 伊計 衛 (1958年12月17日生) 男性	1977年 4月 当行入行 2001年10月 大謝名支店長 2008年 7月 法人融資部長 2010年 6月 執行役員法人融資部長 2011年 6月 執行役員本店営業部長 2013年 6月 常務取締役 2016年 6月 専務取締役 2018年 6月 常勤監査役 現在に至る		
	(重要な兼職の状況) なし		
		17,126株	17,126株
	【取締役候補者とした理由】 当行の審査部門、営業推進部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。 また、2016年より代表取締役として、銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。 こうしたこれまでの実績を踏まえ、その経験や知見を活かすことにより、持株会社取締役の職務遂行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、グループの健全で持続的な成長の確保に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。		

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<small>ほそみ まさひろ</small> 細見 昌裕 (1959年7月20日生) 男性	1983年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2010年4月 三菱UFJ証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) リスク統括部長 2012年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 リスク統括部長 2012年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 執行役員 リスク統括部長兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 執行役員 リスク統括部長 2015年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 常務取締役 リスク担当 グローバルヘッド兼コンプライアンス担当 グローバルヘッド兼オペレーション担当 グローバルコーディネーター並びに リスク統括部・業務管理統括部・事務統括部の統括兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 常務取締役 リスク統括部・引受審査部の統括兼株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員兼モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 取締役 2016年6月 カブドットコム証券株式会社 取締役 2017年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 取締役(常勤監査等委員) 兼三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 監査役 2019年6月 当行社外取締役 現在に至る	300株	300株
社外役員候補者			
独立役員候補者			
(重要な兼職の状況) なし			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 株式会社の経営に関する高い知識・経験等を有しており、特に金融業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。2019年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で持株会社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<small>あんどう ひろかず</small> 安藤 弘一 (1951年10月10日生) 男性 社外役員候補者 独立役員候補者	1978年 6 月 株式会社三和銀行（現：株式会 社三菱UFJ銀行） 入行 1995年 5 月 土浦支店長 2002年 2 月 株式会社UFJホールディングス （現：株式会社三菱UFJフィナ ンシャル・グループ） 執行役 員 経営企画部長 2003年 6 月 コスモ石油株式会社 常勤監査 役 2017年 6 月 当行監査役 2020年 6 月 当行社外取締役（現在に至る） (重要な兼職の状況) なし	0株	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】</p> 営業部門、経営企画部門等に携わるなど、特に銀行業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識等を有し精通しております。また、2003年よりコスモ石油株式会社の常勤監査役を務め、2017年より当行の社外監査役を務めており、こうした経験と見識を活かし、経営陣から独立した立場で持株会社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
とうやま けいこ 当山 恵子 (1952年11月9日生) 女性	1975年 8 月 沖縄県環境保健部 入庁 1976年 1 月 那覇地方裁判所 入所 1990年 3 月 那覇家庭裁判所沖縄支部 退職 1999年 2 月 当山恵子司法書士事務所開設 (現在に至る) 1999年 5 月 当山恵子税理士事務所開設 (現 在に至る) 2001年 4 月 那覇地方裁判所民事調停委員 (現在に至る) 2009年 4 月 那覇市個人情報保護審査会委員 (現在に至る) 2018年 4 月 那覇家庭裁判所家事調停委員 (現在に至る) 2019年 4 月 九州地方年金記録訂正審議会委員 (現在に至る) 2019年 6 月 沖縄税理士会成年後見支援セン ター長 (現在に至る) 2020年 6 月 当行社外取締役 (現在に至る)		
社外役員候補者			
独立役員候補者			
	(重要な兼職の状況) 司法書士、税理士	400株	400株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】			
<p>司法書士、税理士として高い見識・経験等を有し、専門的見地から社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。また、当行が進めている女性活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献していただけるものと判断しています。</p> <p>なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、2020年より当行社外取締役に在任しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で持株会社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、及び当山恵子氏は、持株会社の社外取締役候補者ではありません。
4. 本議案が承認可決された場合には、細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に届け出る予定であります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は伊計衛氏、細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 持株会社が設立された場合、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。これにより取締役がその職務の執行に起因して賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険料の9割を持株会社が負担する予定であります。
7. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏は本総会において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第2号議案により三氏が当行の取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日）をもって、当行の社外取締役を辞任する予定であります。

6. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

名称	有限責任監査法人 トーマツ
主たる事業所の所在地	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル（現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド）へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツへ名称変更 2009年7月 有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人 トーマツ」に変更
監査関与会社	3,296社（2020年5月末日現在）
資本金	1,077百万円（2021年2月末日現在）
構成人員	6,851名（2020年8月末日現在） 〔内訳〕 社員 公認会計士 510名 特定社員 56名 職員 公認会計士 2,757名 会計士試験合格者等 1,133名 その他専門職 2,238名 事務職 157名 合計 6,851名

（注）有限責任監査法人トーマツを持株会社の会計監査人候補とした理由は、当行自身の監査に関する妥当性に加え、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

候補者は、過去2年間に、当行より公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザー業務等に対する報酬等を受けております。

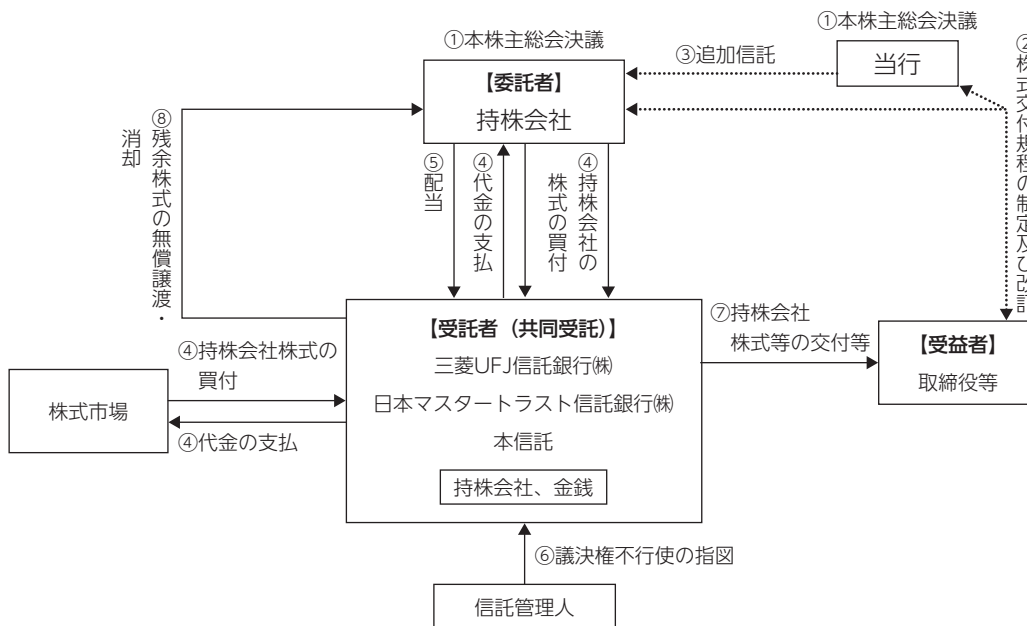
7. 株式報酬制度

(1) 持株会社における株式報酬制度の導入について

当行は2018年6月22日開催の第87回定時株主総会において、国内非居住者を除く当行の取締役（社外取締役除く。）及び執行役員（以下、あわせて「当行取締役等」という。）を対象に当行株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当行が拠出する当行取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託（以下「本信託」という。）を通じて取得され、当行取締役等に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる制度であります。持株会社設立に伴い、本信託における委任者の地位を、当行から持株会社へ承継するとともに、持株会社においても本制度を導入いたします。

これに伴い、本制度の対象者を国内非居住者を除く持株会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役除く。）及び執行役員ならびに当行取締役等（以下、あわせて「取締役等」という。）に変更し、本信託から取締役等に対して、持株会社の株式及び持株会社の株式換価処分金相当額（以下「持株会社株式等」という。）の交付が行われるものとなります。

(2) 本信託の仕組み



- ① 当行は、本制度の導入を持株会社の定款の内容とすることを含めた、株式移転による持株会社設立に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 持株会社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定し、当行は、持株会社設立に伴う本制度の内容変更に関して、取締役会において株式交付規程の内容を一部改訂します。
- ③ 持株会社及び当行は、当行の本制度導入時に設定済みの本信託に対し、①の株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を本信託の受益者とします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭を原資として持株会社の株式を株式市場又は持株会社から追加取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の持株会社の株式に対する配当は、他の持株会社の株式と同様に行います。
- ⑥ 本信託内の持株会社の株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は持株会社及び当行の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイントの一定割合に相当する持株会社の株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する持株会社の株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間中の制度対象者の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本信託から持株会社の当該残余株式を無償譲渡した上で、持株会社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。ただし、持株会社において本制度の継続に関する議案が付議され承認可決された場合には、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用することがあります。

(注) 受益者要件を満たす取締役等への持株会社株式等の交付等により本信託内に持株会社の株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、持株会社及び当行は、取締役等に対する交付等の対象とする持株会社の株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上

<メ毛欄>

<メ毛欄>

<メ毛欄>

<メ毛欄>

株主総会会場のご案内

日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

場所

沖縄県那覇市西3丁目2番1号 TEL 098-868-2222（代表）
ロワジールホテル&スパタワー那覇 3階 天妃の間



交通



バスご利用（那覇バス）

市内線 1、2、3、5、15、45番にて、「三重城バス停」下車 徒歩約1分



ゆいレール

「旭橋駅」下車 徒歩約15分

（お願い）

株主の皆様のお安全のため、本年は、ご来場を見合わせていただきます様、お願い申し上げます。また、大幅に縮小した規模での開催となり、会場駐車場も限られることから、入場ならびに駐車ができない可能性もございます。何卒ご了承下さい。

お土産につきましては、接触リスク低減のため、また、ご来場いただけない株主様との公平性の観点から、昨年より取り止めさせていただいております。何卒ご了承下さい。